

高等学校における外国留学時認定可能単位数の拡大（平成22年4月～）

概要

国際化の一層の進展や高校生の海外留学の重要性等に鑑み、学校教育法施行規則の改正により、平成22年4月から、高校生の外国の高等学校における履修を、校長が国内の高等学校における履修とみなし、認定できる上限単位数を拡大。

30単位



36単位

(参考)

- ・高等学校の卒業要件として規定されている最低取得単位数: 74単位
- ・卒業までに90単位以上の履修を求める公立高等学校(全日制)の割合
全日制普通科: 61. 3%、専門学科: 49. 9%、総合学科: 39. 1%

(「平成22年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」より)

効果

- ・海外に留学する高校生が日本の高等学校の卒業するために必要な単位修得に係る負担を軽減。

高校生が留学しやすい環境を整備

高校生の海外留学の促進

高2の夏から1年間留学してみたい！帰国後、日本の高校もしっかり卒業しておきたいな。



関連条文

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第93条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の取得を認定することができる。

3 (略)

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。(略)